

和歌山県最低賃金は令和8年10月3日から 時間額1,101円に改定されます

**最低賃金を下回っていませんか？
賃金が月給制の場合はご注意を**



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター「たしかめたん」

和歌山県内の労働基準監督署が行う調査で、賃金が和歌山県最低賃金を下回っているものの多くは、月給制の労働者です。

月給制の労働者が和歌山県最低賃金を下回っていないか、以下の比較表に記入して、確認してみましょう！

次の手当、賃金は含めません。

- ① 精皆勤手当
- ② 通勤手当
- ③ 家族手当
- ④ 結婚手当など
(臨時に支払われる賃金)
- ⑤ 賞与など
(1か月を超える期間ごとに支払われる賃金)
- ⑥ 時間外割増賃金など
(所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金)
- ⑦ 休日割増賃金など
(所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金)
- ⑧ 深夜割増賃金など
(午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分)

月給額 (基本給+諸手当の合計)

基本給	円
+	
諸手当の合計	円
÷	
1か月の平均所定労働時間数	時間

1か月の所定労働時間数が月によって変動する場合は、1年間の所定労働時間数を12で除して平均を算出します。

【計算例】

- ▶1日の労働時間数:8時間
- ▶1年間の所定労働日数:260日
- ▶1年間の所定労働時間数:8時間×260日=2,080時間
- ▶1か月の平均所定労働時間数:
 $2080 \text{ 時間} \div 12 \text{ か月} = 173.33 \cdots \text{時間}$ (四捨五入しない)



時間額1,101円 ≤ 円

1,101円以上であればOK



WEB
で
確
認
!

最低賃金に関する
特設サイト

